



第 457 号 平成 28 年 8 月 1 日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町 601-1 こどもみらい館 2 階

T E L (075) 256-0351

F A X (075) 241-3568

発行人 林 鐘 声

京都市教育委員会，京都市校園長会との懇談会

会 長 林 鐘 声

6/25 (土)，7/9 (土) にそれぞれ行いました。今年の協議主題は (1) 感染性胃腸炎・食中毒の集団発生時の対応，(2) 健診時の着衣，(3) サポート健診医の確保 (特に高校)，(4) 日本脳炎特例措置，と共通して確認事項が中心であったため，まとめて報告します。

(1) 下痢，嘔吐などの集団感染症が学校で発生すると，学校から学校医と教育委員会へ報告があり，学校は教育委員会の指示に従い保健センターへ通知します。保健センター職員は学校へ出向き食中毒か感染性胃腸炎かの判断を下し，消毒の指示など適切な処置をするとともに食中毒を疑う時は 5 検体の検便検査を行うことになっていました。年間 5 件ほどの発生があり，1 週間程度で終息するのが常のようです。ようですというのは，今まで学校医会は報告を受けたことはなく，追認したに過ぎないからです。ところが，昨年 10 月末～12 月中旬まで感染性胃腸炎が遷延し，4 割強の児童が罹患するという異例の事態が発生しました。初動時に感染性胃腸炎として検便を実施せず，遷延後には検便対象者を選別することが出来ず，原因が判らず終いとなってしまいました。感染防止には原因検索が不可欠とする学校医会の要望に応じて，今後は 5 検体の縛りは止める，初発時の発症者全員の検便をすることになりました。また，学校医会には教育委員会が情報を逐一提供することになりました。その流れについては 2 頁目に載せています。校園長に変更点を説明しましたので，先生方もどうぞご確認下さい。

(2) 運動器検診実施を前に，学校健診での上半身裸の原則が崩れていることが明らかとなったことについてです。10 数年前に教育委員会，校長会，養護教育部会と何年にも亘り協議し，共通理解が得られたことは平成 16 年 6 月の校医ニュースに報告しています。その再確認を図りました。来春，徹底され

ていない学校があるかも知れません。その時は出来る範囲での仕事をして下さい。学校内の準備不足，意思統一が図れていない中で，学校医が上半身裸と正論を述べても無用の軋轢を生むだけです。学校医会へ連絡を下さい。善後策を講じます。

(3) 時間的制約が厳しい高校では，学校医がポケットマネーで助人をお願いしてきた現状があります。今回，運動器検診の導入によって，1.4 倍の時間がかかるようになり，更に厳しい状況となりました。助人に対する費用を教育委員会から支給して欲しいとの要望です。雛形は就学時検診に既にあることから，それに準ずる対応を考えるとの解答を得ました。

(4) II 期日本脳炎予防接種のお知らせが，保健福祉局から教育委員会を經由して夏休み前に小学 4 年生対象に学校で配布されました。そこには，学校医会が掲載を要望した特例措置のことも明記されています。①平成 8 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれで 20 歳未満の人は，第 I 期・第 II 期の接種不足回数分を受けることが出来ます。②平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの人は第 I 期の接種不足回数分を受けることが出来ます (9 歳以上 13 歳未満に限る)。の 2 点です。②では今年から初回接種も対象に加わるようになりました。学校でお知らせを出した以上，9 歳である小学 3 年生の保護者に新しい②のことは広報すべきです。保健福祉局は理解を示し，今後，新たなお知らせを出す準備をしています。特例措置①②について，校園長に説明し理解を深めて頂きました。

今回の報告の (1) (4) に関連して付記しておくことがあります。保健センターや保健福祉局の活動をみると，医療に関わるきめ細かさが欠けていてもどかしさがありました。学校医会の医師の立場からの発言は，学校保健の場で今以上に大事になるのではないかと感じたということです。

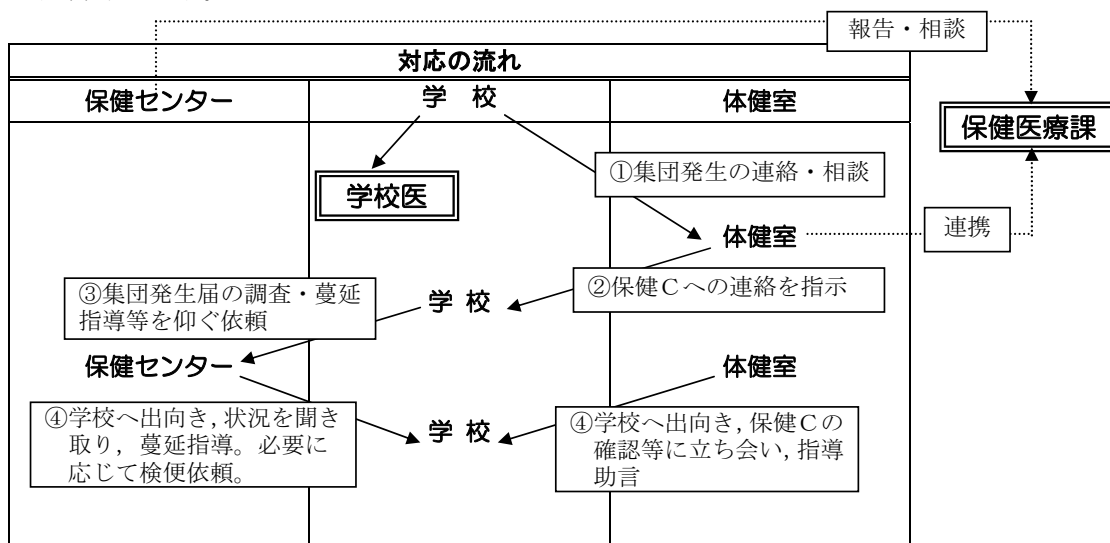
感染性胃腸炎・食中毒（疑い含む）等の集団発生時の対応について

学校において、感染性胃腸炎や食中毒の疑いがある胃腸炎症状（下痢，嘔吐）の児童・生徒等が10名以上集団発生した場合，以下のとおり対応することとする。

＜ 流れ（発生時～保健センターによる調査・蔓延指導） ＞

- ① 学校は，体健室へ集団発生の連絡を行う。
- ② 体健室から学校に対して，保健センターへの連絡を指示する。
- ③ 学校から保健センターへ，集団発生届の連絡と，調査・蔓延指導等を仰ぎたい旨の依頼を行う。
- ④ 保健センターは学校へ出向き，状況を聞き取り，感染性胃腸炎や食中毒の可能性について判断する。合わせて，消毒や健康観察等についての蔓延指導等を行う。さらに，必要に応じて検便依頼を行う。

体健室も学校へ出向き，保健センターによる聞き取りや保健指導に立ち会い，学校に対して指導助言を行う。



＜主な対応・対策について＞

健康観察報告：指示された期間，指定の様式により保健センター・体健室へ毎日報告する

消毒対応：指示された期間，指示された場所を毎日消毒する

検便協力依頼：保健センターへ集団発生の届をした日までに発症した有症者全員を対象とした検便協力依頼を学校に行う。なお，食中毒を疑う場合には，保健センターが原因究明のため，届出翌日以降も協力を求めた有症者に対し検便依頼を行う。

＜京都市学校医会との連絡・相談体制＞

○体健室から学校医会へ連絡する事案の基準等について

保健センターへ集団発生届をされた事案で，

・ 集団発生日において10名以上の有症者がいる場合

もしくは

・ 1週間を経過しても収束傾向にならない場合。

○学校医による臨時健康診断の実施等について指導助言いただき，必要に応じて，学校医への連絡・調整に御協力いただく。

第67回指定都市学校保健協議会 第3分科会【心の健康】に参加して

西京高等学校医 杉本英造

協議題：子どもの心の健康づくりを推進する教育活動とケア体制

主旨：豊かな心の育成につながる教育活動と心の問題に対応する支援の在り方について協議する
協議の視点：○心の健康の保持増進を目指す教育活動と組織体制の在り方

○心の健康問題に即した心のケアと健康相談の進め方

1. 心の健康は毎日の規則正しい生活習慣づけから～神戸市学校園における歯・口の保健教育指導事業の実践報告～ 神戸歯科医師会
2. 児童生徒理解と校内支援体制の在り方～不登校傾向にある児童の支援を通して～ 福岡市立老司小学校
3. 自分に自信を持ち、自他を大切にできる生徒の育成をめざして～自尊感情を育む健康教育の取組～ 新潟市立小新中学校
4. 良質な人間関係を築く力～つながって生きる子ども～ 大阪市立成南中学校
5. 事例からみた養護教諭が行う健康相談の現状と課題 千葉市立更科中学校

上記のうち演題2と5について紹介します。

演題2は、学習速度が遅い・不登校・いじめなどで特別な学習・生徒・進路指導を要する時、校内の

支援体制として「児童生徒支援加配」制度により教員定数を増員する。今回発達障害の不登校児童例について報告。保健室を嫌がるので養護教諭は関与せず、教諭陣で善処した。修学旅行のグループに配慮し、楽しい時間を過ごせ仲良くなった児童を教室の隣に座わせ不登校が改善し「人間関係への不安感を軽減する支援」により卒業できた。質疑応答では、教諭だけでなく養護教諭や学校医等で連携するべきではなかったかとの質問が多く同感でした。結局、中学進学後は不登校になっており問題解決になっていません。

京都市学校医会：精神衛生研のワンポイント相談も中学生の不登校例の多くが、発達障害が基礎にあることが多く早期介入が望まれます。

演題5は、千葉市内の中学校養護教諭12名がリストカット・性に関する相談事例を持ちより対応を研究する。リストカットは親子関係・家庭問題が関わり複雑。性の問題は「いつもと違う」気付き・観察力の重要性。そして校内での連携、医療機関等の外部機関へつなぐ対応力を構築していくための情報交換がよりよい支援につながる。

困難事例は、学校内でだけでなく、学校医も交え連携チームで共有し解決策を検討するほうが、円滑にいくのではないのでしょうか？

第67回指定都市学校保健協議会 第4分科会「地域保健」報告

太秦小学校医 井本雅美

- 協議題：学校・家庭・地域の連携協働による学校保健活動
- 主旨：保健教育、安全教育、防災教育における学校・家庭・地域の効果的な連携の在り方について協議する。
- 協議の視点：
 - 1) 学校、家庭、地域が一体となった保健活動の推進
 - 2) 学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、地域の関係諸機関と連携して取り組む健康安全教育の在り方

○ 口頭提言題及び提言者

No.1 川崎市における児童生徒の医療的ケアについて

川崎市立田島支援学校 学校医 花田 徹野

No.2 学校保健の礎を担う、家庭（保護者）への情報提供の勧め

名古屋市立諏訪小学校 学校歯科医 高村 秀平
No.3 現在のニーズに合った養護教諭の専門性

～緊急時の対応を学び実践し、つなげる～

静岡市立中島小学校 養護教諭 宮川 仁美
No.4 連携から始まる健康課題への取組

～養護教諭と保健センターがつながって～

堺市立深阪小学校 養護教諭 田中 律子
No.5 自分の生活を見つめ、主体的に健康な心と体を築こうとする子どもの育成をめざして

～メディアとの上手なつき合い方～

岡山市立高島小学校 療護教諭 三宅 富子

第4分科会は、学校と地域、学校と家庭の連携についての5演題であった。

医療的ケアが必要な児童生徒が多い特別支援学校においては、地域の病院やかかりつけ医などとの関係がとても大切であり、川崎市からは特別支援学校における医療的ケアの体制と実施の流れについて発

表があった。また、特別支援学校だけでなく、それ以外の学校で医療的ケアが必要な場合、毎日学校で医療的ケアを実施している保護者の負担軽減目的に、教育委員会が訪問看護ステーションと契約し対象児童生徒に特定の医療的ケア（痰吸引、胃ろう、導尿、

低学年のインスリン注射など）を行うシステムがあるということであった（演題1）。

その他、演題についての詳細は研究資料として冊子がありますので、必要のある方は学校医会事務局にお問い合わせ下さい。

学校医会南支部会開催

南支部長 清水 忠雄

7月2日土曜日、林鐘声会長、前々会長の長村吉朗氏をお迎えして開催しました。今回も昨年と同じ寺町四条下がる和食【菜ノ菜】にて。今年もここに集まれた事を感謝し（皆そういう年ですね、二人程を除いて）先ず会長のご発声で乾杯。最初に会長から今年から始まった運動器健診について簡単に説明があり、その問題点や異常者を発見した場合の対応、どの程度で整形外科に紹介するか、その場合何%ほどに疾患が見つかるのか等、整形外科からも情報を得たいとの意見も出されました。今回の実施について、それに要した時間や各校医からの意見など、アンケート調査の結果についても報告されました。健

診に要した時間、日数では小中高の順に校医の負担が大きい事ははっきりしていました。側弯についてはその原因や初発年齢、治療と予後のことが、そのほか肘内障や大文字駅伝でゴール後に胸内苦悶を訴えた児童の件についても話題に上りました。その後はいつものように和気諺々と話が弾み、8時半頃散会となりました。

出席者は他に山本昭郎、武上俊明、今井博之、関透、山下琢、檜垣正、清水忠雄（順不同）の9名でした。

又来年もこの時期に開催したく思っています。ご参加の程宜しくお願い致します。

全 理 事 会

平成28年8月6日
於 黒猫軒

出席者 林会長、竹内・井本副会長、東道・大久保・山内各常任理事、尾崎・上田・清水・橋平・請田・公手各理事、鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事、奥村副議長

・会長挨拶

<報告事項>

1. 京都市学校医会研修会 7/2 15:30～
於：こどもみらい館 “いじめ問題”の講演会
2. 南支部会 7/2 於：菜ノ菜 9名参加
3. 色覚相談 7/5, 7/12, 7/19, 7/26
各2名 市内から
4. 校園長会との懇談会 7/9 17:30～
於：天喜 16名参加
5. 腎臓相談 7/12 小学生2名
6. 精神衛生研究会 7/14
7. 第38回 近畿学校保健連絡協議会 7/21
於：滋賀県大津市 杉本出席
8. 京都市中学校選手権総合体育大会 柔道種目
7/21, 7/22 於：京都市武道センター

9. 平成28年度 第30回京都市小学生水泳記録会
7/27 於：京都アクアリーナ
医務：奥村 2名来診

10. 各支部報告（東山）（右京）（西京）（南）（下京）
11. その他 10/22（土）子育て支援シンポジウム
2:00PM 於：こどもみらい館

<協議事項>

1. 京都市学校保健・学校安全功労者表彰
表彰者選出について
2. 養護教育研究会との懇談会 協議内容について
①健診時の着衣 ②運動器検診 ③HPVワクチン
3. 京都市中学校総合体育大会 出務医について
10/8：奥村, 10/15：渡辺
10/29, 30：応募なし
4. その他 ☆洛北中学校の統括産業医について
☆給食委員会, 衛生委員会の委員について

<関連学会・各種協議>

1. 色覚相談 8/2, 8/9, 8/23, 8/30
2. 西京支部会 8/27 於：瓢箪
3. 運動器検診検討委員会 8/29
於：京都市総合教育センター
林, 井本, 杉本 出席
4. 第4回 常任理事会 9/3 2:00PM
5. その他 小児科フォーラム2016
9/3 5:00PM 於：ロイヤルパークホテル